

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

2. 個人住民税の非課税限度額等

- 30年度は影響は無い。
 - 31年度以降の税制改正において対応を検討
 - 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応
- (医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

3. 地方単独事業

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していた
だくよう依頼

(例: 準要保護者に対する就学援助)

生活保護基準の見直しに伴い、直接影響を受け得る他制度について(文部科学省関係)

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
就学援助	<p>【制度の概要】 学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助(学用品費等、医療費及び学校給食費の支給等)を行うもの</p> <p>【対象者】 ○要保護者(費用の1/2を補助) 生活保護受給者等 ○準要保護者(地方単独事業) 市町村(教育委員会)等が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者</p> <p>【申請・適用】 ○各市町村によって異なるが、申請書を学校又は教育委員会に提出し、以下の方法で適用を判断。 要保護者・・・生活保護受給者証明書等で確認 準要保護者・・・課税証明書等で収入状況を確認</p>	<p>○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。 ○地方単独事業として行っている準要保護者に対する就学援助については、各市町村等に対し、こうした国の取組を説明するとともに、その取組を理解した上で適切に判断するよう周知等を行う。</p>

<p>特別支援教育 就学奨励費</p>	<p>【制度の概要】 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する幼児児童生徒の保護者に対して、生活保護基準(24年度基準)をもとに保護者の所得に応じた支弁基準(Ⅰ～Ⅲ区分)(※)を設定し、就学に必要な支援を行う。 支給費目は、交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 上記の支弁基準に基づき、段階的に支給費目や補助率等が異なっている。</p> <p>【奨励費の金額の区分】 第Ⅰ区分 保護者等の収入額が、生活保護基準※の1.5倍未満 第Ⅱ区分 保護者等の収入額が、生活保護基準の1.5倍から2.5倍 第Ⅲ区分 保護者等の収入額が、生活保護基準の2.5倍以上</p> <p>※生活保護の基準には、生活扶助基準及び期末一次扶助の表に占める額・教育扶助基準・住宅扶助基準等を加味している。</p> <p>【奨励費の費目・金額】 上記のⅠ～Ⅲ区分に基づき、交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費について支給</p>	<p>○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。</p>
-------------------------	---	---

<p>幼稚園就園奨励費補助</p>	<p>【制度概要】 子どもが幼稚園に通っている場合に、地方公共団体が行う補助に対して国庫補助(平成29年度補助単価)(※) [私立](4階層区分) I 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) II 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・272,000円 II' ひとり親世帯等・・・308,000円 III 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯 (年収約360万円以下)・・・139,200円 III' ひとり親世帯等・・・272,000円 IV 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯 (年収約680万円以下)・・・62,200円</p> <p style="text-align: right;">(※)いずれも第1子の額</p> <p>【対象者】 生活保護世帯等、上記補助単価のとおり</p> <p>【申請・適用】 生活保護受給証明書を添付しての申請等、詳細は実施市区町村による</p>	<p>○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。</p>
-------------------	---	--

<p>私立高等学校等授業料減免</p>	<p>【制度の概要】 私立高等学校等が生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の1/2以内を補助</p> <p>【対象者】 生活保護世帯等</p> <p>【申請・適用】都道府県において規定</p>	<p>○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。</p>
<p>高校生等奨学給付金</p>	<p>【制度の概要】 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援(国庫負担1/3)</p> <p>【対象者】 生活保護受給世帯、非課税世帯</p> <p>【申請・適用】 生活保護受給者であることや非課税世帯であることを証する書類を添付して申請</p>	<p>○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。</p>

<p>専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業</p>	<p>【制度の概要】 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行うことを通じて、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。</p> <p>【対象者】 勉学に対する意欲がある生徒のうち、以下のいずれかの要件に該当する者 ア 生活保護世帯の生徒 イ 個人住民税所得割額非課税世帯の生徒 ウ 所得税非課税世帯の生徒 エ 保護者の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒</p> <p>【支援金額】 専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内の額。ただし専門学校が学則等で定める授業料の4分の1を超えない額を上限とする。</p> <p>【申請・適用】 生活保護受給対象者であることや非課税世帯であることを証する書類を添付して申請</p>	<p>○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。</p>
---------------------------------------	--	--

(注)個人住民税の非課税限度額については、平成30年度分の課税には影響はなく、平成31年度以降の税制改正において対応を検討。